

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘（2006/12/7～2006/1/4 第 54 回委員会以降）

委員からの意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見（2006/12/7～2006/1/4 第 54 回委員会以降）

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
739	畚野剛氏	06/12/30	「河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない」が寄せられました。別紙739-1をご参照下さい。
738	近藤ゆり子氏	06/12/26	「治水と住民参加～「ヤラセとシカトの16条の2の運用」では治水はなしえない～」が寄せられました。別紙738-1をご参照下さい。
737	NPO法人 伊賀・水と緑の会 代表理事 森本博氏	06/12/26	川上ダム建設工事および伊賀水道用水供給事業に関するご意見が寄せられました。別紙737-1をご参照下さい。
736	細川ゆう子氏	06/12/25	「閉鎖的氾濫域、一住民の苦悩」が寄せられました。別紙736-1をご参照下さい。
735	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	06/12/25	「「住民参加のさらなる進化に向けて」への意見書」が寄せられました。別紙735-1をご参照下さい。

2006.12.30

国土交通省近畿地方整備局
局長 布村明彦 様

第1期淀川水系流域委員会委員 畚野 剛

河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない

2001年に始まった淀川水系流域委員会は6年間の活動を通じて河川行政に対する画期的な提言を行ってきましたが、ここにきて近畿地方整備局が一方的な休止宣言が出しました。本当に住民を守る治水とは、必要な利水とは、自然を活かす川づくりとは、という本来の「川と人のかかわり」として議論が深められてきた流域委員会が、重要な諮問課題である河川整備計画にふれな
いまま休止されようとしています。

休止の理由に挙げられている河川整備計画案策定の遅れは、ひとえに河川管理者の責任です。その上に、このような事態に導くことは、これまで6年間にわたって新しい河川法に基づいて築いて来た市民・学識者と近畿地方整備局との連携を、そして河川行政への信頼を大きく損なうものです。委員会の活動を見守ってきた私たちは、どのような理由を取り繕っても委員会休止を認めることはできません。これまで河川管理者との協力関係のもとに、(やらせではない)傍聴者発言に真摯に耳を傾け、議論を重ねて委員自らが自らの言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会です。

これまでにない民主的な取組で進められてきたこの委員会は、これからの国づくりにとっても欠かせない委員会モデルです。一方的な休止宣言は、中央官庁の方針に合わないものは切り捨てるという露骨な政策と言わねばなりません。河川行政を後退させることは許されません。今後も公開性、民主性、自立性を担保した委員会が継続するよう、早急にこの休止宣言を撤回し、前回同様に透明性のある手続きで次期委員を選ぶこと、それまでは現委員の任期を延長することを強く求めます。

以上

治水と住民参加

～「ヤラセとシカトの16条の2の運用」では治水はなしえない～

2006年12月21日

近藤ゆり子

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

〒503-0875 岐阜県大垣市田町 1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 E m a i l :

k-yuriko@octn.jp

淀川水系流域委員会の「休止」問題は、一地整管内の一水系の問題ではない。全国の河川の問題であり、今後の治水事業が円滑に進むか、遅滞と混迷を余儀なくされるか、の分かれ目である。水害常襲地域を抱える木曽川水系・揖斐川流域住民として訴えたい。

「治水」に住民の理解は欠かせない・・・このことは、誰よりも河川管理者が知っている。だから1997年の河川法改正があったのだ。「透明性・公開性・客観性」。と言うは易く、中味は難しい。「住民参加」となれば一層である。

河川法改正前からの約15年間の紆余曲折がある。住民はときに多くを期待した。そしてたいていの場合は、壁に突き当たり、裏切られたと感じてきた。

しかし、それでも、河川に注目してきた市民の多くが、河川管理者への一縷の期待、一条の希望の光を抱いてきた。その「希望の光」が淀川水系流域委員会の存在であった。

「淀川モデル」が全国に波及したかどうか（その条件があったかどうか）ではない。こうしたものをたった一つであろうとも一級河川の河川管理者（河川局、近畿地整）が設置した、いろいろな問題を孕みつつもありつつも存続させてきた、そのことの意味は実に大きかったのだ。

淀川水系流域委員会の存在に見いだしてきた住民・市民の期待と希望が断ち切られてしまったら、治水事業は必ずや停滞を余儀なくされるであろう。ことの重大性は、ダムの1基や2基を建設するかしないか、のレベルを大きく超えている（「徳山ダム建設中止を求める」として運動を続けてきた私が、あえて「ダムの1基や2基」という言葉を使うのは、軽い決意ではない）。

以下は、河川管理者への手紙であると同時に、淀川水系流域委員会委員にも理解して頂きたいことであり、河川に関わる多くの市民に知って頂きたいことでもある。

.....

「治水は果てることのない事業なのである」

（水害訴訟のおける被告 - 河川管理者・国交大臣 - 準備書面より）

1997年河川法改正の「目玉」の一つは、16条の2であり、「住民参加」である。そして、このことには木曾川水系長良川の河口堰建設問題が大きく関わっていることもまた確かである。河川法第一条に「環境」が付加されたとしても、河川行政の根幹が治水にあることは間違いない。

木曾三川の氾濫原に暮らす住民の一人として治水と住民参加の問題を改めて述べたい。

「川の氾濫原に人口の50%、資産の四分之三が集中している」。毎度おなじみの河川管理者の台詞である。何も教えを垂れて貰うほどのことはない、ちょっと地図を見れば分かることである。

私の住む大垣市は、木曾川水系—木曾三川の最も西を流れる揖斐川の中流域西岸の城下町として歴史を刻んできた。

大垣市の輪中生活館には、幅いっぱい青い川が描かれた古絵図がある。青く太い川の中に、大きめの水玉模様のように輪中が点々と描かれている。自由に流れる大河の中にある肥沃な土地を暮らしの糧として利用しようと、人は氾濫原に進出してきた。集落を石垣や輪中堤で守ると同時に、大出水の前兆を間違いなく掴んで避難する知恵を代々と伝えてきた。受動的・防御的な洪水対策を講じて、長い間、この地域の人は川と付き合ってきた。川と洪水を人為的に制御しようとは思ひもしなかった。川と洪水を与件として受容しつつ、暮らしを営んできたのだった。

平城（ひらじろ）・大垣城の周囲に城下町が栄え、周辺の農村には人が増え、新田が開かれた。洪水から守るべき部分は大きくなった。江戸時代、重機などない中で、人力によって大規模な河道改修も試みられた。

それでも洪水のすべてを河道に押し込められるはずはない。堤防は常に点検し、補修しなければ、大出水には耐えられない。日常的な水防活動が営まれてきた。そして一定規模以上の洪水があれば「左岸か右岸か」「どの輪中堤を切るか」厳しい選択が迫られる。一つの改修工事は他の地域を危うくすることでもある・・・「血の雨が降る」と言われた地域対立が存在した。「水防」は厳しい営みであった。

都市化が進み、それまでのコミュニティのあり方は変化した。サラリーマンとなった「若い衆」は水防団の担い手にならない。一方では自らのコミュニティでの自立した水防活動という意識が薄れ、他方、自らの集落を守ろうとすれば地域対立の前面に立たねばならない・・・これは苦しい。

そして、近代的「暮らし」は個々の輪中内部で完結しない。水防活動は「自分の集落を守る」だけでは済まないものとなった。水防活動を中核的に担ってきた人ほど、先祖代々積み上げてきた水防活動の意味と方向に、迷いが生じてきたのは当然でもある。

「上流部にダムが出来れば洪水被害はなくなる」・・・誰が言い出したのだろうか？ ときに牙を剥く川と向き合い、危険で（1976年洪水では殉死者が出ている）苦しい水防活動を積極的に担ってきた人ほど、この言葉を信じたかった、信じたいから信じた・・・。河川管理者はこれらの人々が懸命に集めた「徳山ダム建設推進」署名や陳情書を、地域の声だ、この声に応えて、一刻も早く徳山ダムを完成させるのだ、と言う。

「みなし河川整備計画」である現行の揖斐川工事実施基本計画の参考資料（1968年）には、既設横山ダムの他、徳山ダム（本川）、黒津ダム（根尾川）、一之瀬ダム（牧田川）の名称と洪水調節容量が記されている。

そして、黒津ダム、一之瀬ダムが完全に幻となった今、徳山ダム（水資源開発促進法に基づき、水資源機構が建設する水資源開発施設である。だが新規利水の需要は存在しない。「下流横山ダムとの連携による洪水調節計画」が河川法16条の2の手続きを僭脱して決められ、「治水」だけが徳山ダム完成を急ぐ根拠とされている）の試験湛水が始まって、大垣の洪水常襲地域（荒崎地区*）の人々の不安は少しも減じていないのである。

*荒崎地区は、1975年12月に市街化区域の指定を受けている。

ところが『台風6号調査報告書』（1976年5月：木曽川上流工事事務所）では「当地区（注：大垣市荒崎地区のこと）は従来からの遊水池であり本来ならば家屋の建て得ない所である。当地区は下流部に牧田川、杭瀬川の狭窄部があり大谷川、相川の水がはけないために一時遊水地域として昔より利用されてきた所である。……当地区もいずれは締め切られるであろうが、締め切られるまでには、杭瀬川高湊の引き堤、相川、大谷川合流点から杭瀬川までの河道改修が行われた後になろう。そうでないかぎり、この洗堰を締め切ればその結果として、他の地区にその効果がおよび、より以上の災害が起こることは必至である。又、洪水は最終的には人為に制禦し得ないという立場をとるべきであり、超過洪水（計画規模を越えた洪水）が発生した場合により被害を小さくするにはこのような遊水地域はぜひとも必要である。」「……最も問題となったのは、大垣市十六町（注：荒崎地区）の湛水状況である。本地区は洗堰の設けられた遊水地域であり、現状においては、建築基準法の災害危険区域の指定を受けるような地域である。治水面からみた流域の土地利用のあり方を制度的な手法も加えながら検討する時期に来ているのではなかろうか。」とある。

本来ならば家屋の建て得ない所を「優良な住宅地」と信じて移り住んできた荒崎地区住民は、必然的に、繰り返し水害被害に遭うことになってしまった。この地区に生活している人々は土地を売って出ていくことさえできない。縦割り行政の被害者である。

この地域の水害対策はまだまだ途上である。「1/50に対応する」という現計画（「相川全体計画」1996年）が達成されるには、あと50年以上かかると言われている。そしてむしろ、徳山ダム建設優先の予算配分により、対策が後回しにされたと言える（2004年、当初予算ではつかなかった徳山ダム事業に予算をつけるためになされた「治水特別会計の項の間の移用」のありよう—まさに頻発する水害が問題となっている箇所への河道改修予算を削って徳山ダム建設工事に回した—でよく分かる）。

「治水は果てることのない事業なのである」

…そしてすべての洪水を河道に押し込めることは出来ない。

だからこそ、1997年の河川法改正があり、1998年1月23日の事務次官通達（建河政発第2号）の「二」などが出されたのではないか？

淀川委の継続性を断ち切り、全国で「ヤラセ（都合の良い”識者”からの意見聴取）とシカト（住民意見は聞き置くだけ。実質は無視）の16条の2の運用」を行って、そして治水事業は進むのか？ 治水とは「そこに暮らす民の安寧」ではないのか？ 住民の理解の得られない「計画」はどんなものであれ、治水の名に値しない。

今、河川局は16条の2の運用を、河川法改正以前の「抛らしむべし知らしむべからず」へと逆行—「先祖返り」—させようとしている*。この逆行はまさに「国家百年の大計」を危うくするものである。

＊2006 年 10 月に出された「逐条解説 河川法解説」（「河川法研究会」編 大成出版社）で、「昭和四十年の河川法施行後における法改正の概要」として P9～P14 にわたるスペースを割きながら、1997 年の河川法改正の「目玉」である地域の意向の反映についてはたった 27 文字しか記載されていない。そこに河川管理者の「先祖返り」姿勢が表れている（「河川法研究会」は河川管理者とは別物である云々という「反論」は無用である。河川局の現役職員が一仕事に—この編纂に関わっていることは明らかなのだから）。

河川管理者の猛省を促したい。

淀川水系流域委員会を「休止」という名で断絶させてはならない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

11 月 24 日付意見書で、私は以下のように書いた。

「およそ河川というもの」「当該河川の特長」についての深い知識・専門性の上に立って政治的中立性を保持した「行政」を執行する河川管理者、という住民からの信頼がなければ、どんな立派な整備計画を策定しても、治水事業は前に進みません。

河川管理者への期待であり、河川管理者が淀川委を設置したことによって繋いできた市民・住民の希望の表明である。

河川管理者に河川法改正の原点に立ち返ることを求めたい。

そして、今や淀川委が風前の灯状態におかれているとしても、淀川委委員の方々が、その委嘱された責務の最善を尽くして、「河川とは何か」「治水とは何か」を再度河川管理者に伝えて下さることを切望する。

以上

別添で 資料 1 資料 2

【別添資料 1】

< 2004.5.12 第2回木曾川フルプラン部会への「徳山ダムをやめさせる会」意見書の一部 >

全文は徳山ダム建設中止を求める会・事務局HP <http://tokuyama-dam.cside.com/>に掲載

5 . 揖斐川流域住民として訴える - Due Process の保障を -

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

1995 年、木曾川水系水資源開発基本計画に基づく水源開発施設・長良川河口堰はこの地域及び全国の反対運動を押し切る形で運用が開始されました（1993 年のフルプラン全部変更の過ちについては「水資源政策の失敗ー長良川河口堰ー」参照）。しかし反対運動は、何も生み出さなかったわけではありませんでした。いわば長良川河口堰の運用開始強行の「引き替え」として、河川行政の方向転換を導き、「環境重視・住民参加」をキーワードとする河川法改正に結びつきました。（04 年 1 月 16 日付け日本弁護士連合会「肱川流域委員会の委員の追加と十分な審議を求める意見書／第2 河川法改正の趣旨と改正法が予定する流域委員会のあり方」参照）

1995 年～1997 年にかけて行われた徳山ダム建設事業審議委員会と並行して、建設省中部地方建設局河川部は河川法の改正趣旨を積極的に説明して回りました。96 年 6 月の名古屋市本山での市民団体の会合において、上総周平・中部地建河川調査官（当時）は「治水計画策定においては、環境を重視し、住民の方々の参加を得て行います」と熱心に話されました。私は「バックデータも住民に公開して（新たな治水計画を）策定するのですね」と問いました。「バックデータも全て公開します」とはっきりとお答えになりました。

今、木曾川部会に出されようとしている徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案（＝新洪水調節計画）は、単に個別の徳山ダムのみの問題ではありません。国交省自身が「この結果、洪水調節機能が大幅に向上するため、基準地点万石上流の現在未整備のダムが不要となる」とし、「全川におよぶ水位低下効果」を主張するものである以上、「みなし」河川整備基本方針・河川整備計画である現行工事事実施基本計画の枠を超えるものであることは明らかです。

全ての洪水を河道に押し込めることは不可能であり、大渇水時に使いたいだけ水を使うということも不可能です。どういう「被害」をどの程度受容するかー「治水」は、広範で真摯な議論を通じて流域住民が「選択」する以外にはありません。だからこそ改正河川法では住民参加が強調されたのです。

「新洪水調節計画」は多大な費用をかけた危険な洪水対策（＝愚策）だと私たちは考えます（「バックデータ」は公開されていません）。このような「治水計画の変更」が一切住民が参加することのないフルプラン変更手続きで、事実上決められてしまう（徳山ダムでこの「新洪水調節計画」に基づいた容量振替が決められてしまえば、木曾川水系の河川整備基本方針ー社会資本整備審議会、河川整備計画ー流域委員会で、そのことを覆すことは極めて困難になります。皆様が仮に木曾川水系に係る社会資本整備審議会小委員会や木曾川水系流域委員会の委員になられた場合をご想像下さい）ということは、明らかに改正河川法からの逸脱ー違法行為です。

国土審議会水資源分科会木曾川部会は、このような脱法行為に加担しないで下さい。改正河川法の趣旨に則った正規の手続きによって、木曾川水系の河川整備基本方針・河川整備計画が策定されるまで、国土交通省及び水資源機構が出す「徳山ダムの利水容量の治水容量への大幅振替案」をそのまま呑んだ結論を出すべきではありません。

揖斐川流域住民として、治水計画変更に係る Due Process の保障を切に願っています。

委員の皆様の賢明なご判断をお願いいたします。

以上

回帰 森と水の国土へ

第4部 明日への視点②

河川整備の上で、最も重要なことを一つ挙げると言われれば、洪水被害を防ぐことだと思ふ。洪水対策としてダムをつくったところで、集水域以外に雨が降れば効果は小さい。特に徳山ダム(揖斐郡揖斐川町)のように揖斐川の最上流部にできたところで、洪水をすべて調節できるかのように言われるのは間違いだと多くの人に知ってほしいと活動してきた。それはダムのためにすでに移転した住民のことを考えた上でおお、つくるべきでないと思ったからだ。

ダムへの反旗(下) 近藤ゆり子さん(大垣市)

た。そこで大切になってくるのは、住宅地域への洪水被害を防止・軽減するということだ。洪水常襲地域では事情に合わせて二線堤や輪中堤の築堤を検討することも重要。さらに極端な言い方をすれば「洪水をシェアする」ということかもしれない。とても難しいことは分かっているが、具体的には足首くらいまでの床下浸水なら一定程度受容してもらうとか、住宅を高

河川行政、住民参加を

床式に改築すること公的資金を出すとか。これからの治水は、住民の納得なしには進められない。だからこそ河川行政に対する住民参加が重要だと考えている。



《モ》 近藤ゆり子さん(57)

大垣市田町。1995(平成7)年に亡夫正尚さんらとともに「徳山ダム建設中止を求める会」を結成。事務局長として、事業差し止めなどの徳山ダム反対訴訟を起こし、法廷論争を展開中。県内だけでなく全国各地のダム問題現場を駆け回り、河川行政のあり方について鋭い指摘を続けている。自衛隊イラク派遣、憲法問題などでも精力的に活動している。

一九九七(平成九)年に域ごとに開かれる「ふれあ」程度で終わるのではない。河川法が改正され、各水系懇談会」で住民の意見を聞くことになるようだ。この方式では、真に住民が盛り込まれた。木曾川水意見が反映されるとは思えない。結論ありきで、文章対論者はかりを集めて意見は、すなわち治水事業を

を聞けば、逆の意味で「結」遅らせることになる。真面目にかかわっている。国にとっても、「あふれさせる」治水を進めるなら、住民に河川への理解を深めてもらわなければならぬ。もし河川管理者が説明責任を果たさず、不信感を広げることになれば、すなわち治水事業を

論ありき」になる。本当は流域に暮らす住民が安全だと思えるために意見反映されるのが一番いい。洪水から生命財産を守るといことは、洪水は必ず起こるという理解を含めて、広くコンセンサスを得る作業が必要だ。これはどんなメンバーで委員会をつくったところで、委員会だけでできる作業ではない。これから二十年も三十年もかけて住民の理解を深めていかなければできない。

淀川水系流域委員会 様

2006 年 12 月 26 日

NPO 法人伊賀・水と緑の会

代表理事 森本 博

要望書

淀川水系流域委員会として下記の要望事項について、国交省近畿地方整備局河川管理者、独立行政法人水資源機構、三重県、伊賀市に「河川整備計画策定」まで本体工事準備や周辺整備工事、伊賀水道用水供給事業の凍結・休止を淀川水系流域委員会で再度、約束・確認していただきますようお願い致します。

- 1、 河川整備計画策定まで、本体工事に入らないとの約束です。ところが着々と本体工事再開に向け砕石プラント準備工事が進められています。岩石の持ち込み等、これは約束違反になりますので中止させてください。
- 2、 07 年度川上ダム関連予算で周辺整備に係る工事は生活上・防災上止めることが適切でないと思われる工事のみに限定して下さい。
- 3、 国交省近畿地方整備局は淀川水系流域委員会の「休止」などと言っているようですが『休止』しなければならないのは川上ダム建設推進です。淀川水系流域委員会の休止問題では経費削減・委員数削減・会議日程の削減など行いながら縮小「流域委員会継続」との報道がされ、迷走しています。2007 年 1 月以降の淀川水系流域委員会は「現状で存続」が良いと思います。近畿地方整備局に継続するように強く申入れをしてください。
- 4、 伊賀水道事業者と三重県企業庁はダム建設を前提にして工事を進めています。先ず「伊賀水道用水供給事業休止」をして現在使われている施設の保全や保守管理の徹底を厳密に行うよう申入れをしてください。
- 5、 「伊賀水道」は本来、川上ダム完成平成 16 年で、平成 17 年 4 月給水開始の計画でした。利水撤退自治体もあり、ダム規模縮小等による、新規の財政計画などの審議が議会が必要です。議決があるという県・市に審議資料・フルプランの見直し資料、公共事業再評価、議事録などの詳細な資料提出を求めてください。平成 21 年給水開始も危ういものです。[三重県伊賀水道用水供給事業]の法整備がいつ行われたのか流域住民に知らされていません。淀川水系流域委員会として県・市の責任者にその情報公開と説明を求めてください。

以上 5 項目についてのご検討をよろしくお願い致します。私達も県・市の地元関係機関に要望していきたいと考えています。

閉鎖的氾濫域、一住民の苦悩

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会はじめての懇親会で、ある河川管理者は言った。「こんなはずではなかった」と。水害が起こりやすい地域のために、二十年、三十年かけて、ダムを作ったり河道改修したり、築堤や堤防のかさ上げをしたりする。やっと事業が完成すると、水害がなくなったと思って、住民がどんどん住んでしまう。水害の危険が増し、さらに対策が必要になる。「こんなはずではなかった」と。そのとき私は、生意気にも「住民も、自分たちの住む地域がどの程度危険なのか、知らなくてはいけない。あなた方は住民を甘やかしすぎたのではないか」と言ったのだ。今「なんと失礼なことを言ってしまったのか」と後悔している。

私の住む町は、猪名川とその支流藻川に囲まれたデルタ地帯だ。輪中堤だけが、洪水から私たちを守ってくれている。どこか一ヶ所でも破堤すれば、ほぼ全域が浸水し、下流側は二階まで水没するところも出る。園田競馬場の客のための駐車場が駅になり、昭和初期から阪急電鉄が宅地開発を進めるまでは、集落が点在する小さな農村だった。今、農地はほとんど姿を消し、宅地と舗装道路に埋めつくされたため、一時間に 50 mm 以下の降雨でも内水で浸水する危険がある。今年 8 月 22 日の集中豪雨では、落雷のため 25 分排水機場のポンプが止まったため、床上を含む浸水被害が出た。

堤防も、侵食や浸透で破堤する危険があったため、去年度、一部堤防強化が実施され、住民は「これで安全になった」と喜んでいる。けれども私には、心配で仕方がない場所がある。私が住む場所の 50m ほど下流に、古い橋がある。橋脚が大きく、橋げたも低い。すぐ下流に阪急電車の鉄橋もある。やはり古く、橋げたの高さは堤防より低く、余裕高 +40cm しかない。河川管理者に「架け替えてもらえないか」と聞くと「余裕高も満たしていない橋がたくさんあるので、順番は当分回ってこない」とのことだった。鉄橋にあわせて、堤防も明らかに低い。しかも、本来堤防であるのに道路を通してしまっているのも、厚みも少ない。もちろん腹付けをすることもできない。万一、越水し破堤したら、尼崎市中南部のほとんどが浸水するだろう。だから、土嚢を近くに保管してあり、いざと言うときは決死の水防活動が行なわれるはずだ。それでも、持ちこたえることはできないかもしれない。持ちこたえても、次に低いのは対岸つまり、私の町の側だ。右岸が持ちこたえれば、左岸が越水する。ここも、本来堤防であるべき場所に住宅が建ってしまっている。越流は住宅を押し流し、町に流れ込むだろう。

4 年の任期の間に、淀川水系に今までどんな降雨があり、どれほどの被害が出たのか、どんな場所が水害の危険が高いのか、ずいぶん勉強させてもらった。足羽川や円山川、由良川の水害の傷跡も見せてもらった。おかげで、台風が近づいたり大雨が降るたび、見せてもらった洪水のビデオと自分の町がだぶって見える。パニック映画のワンシーンのように、洪水が私の町を飲み込む風景が、頭に浮かんで離れない。高度経済成長期に一気に宅地化が進んで、そのころからの住民が夫婦や一人暮らしの高齢者になっている。浸水が始まれば、避難は困難だろう。死者も出るに違いない。しかも、いったん浸水すれば、水がはけない。何ヶ月も水がひかなかったニュー・オーリンズの風景も重なる。そんな洪水は、めったにこない。けれども、最近大水害を起こしたのは、みんな 4、500 年に 1 回のような、計画規模以上の降雨ではないか。猪名川にも降らないという保証はどこにもない。地域の水害の危険を知ることがこんなにもつらいこととは、思いも

しなかった。

心配なその場所の堤防強化は、ハイブリッドしかないとは私は考えている。河道ぎりぎりに町が迫り、拡幅や堤防の腹付けはできない。下流域の堤防のご他間にもれず、中身はほとんど砂である。ハイブリッドは、洪水のあいだに堤体の砂が全部流されても、矢板が倒れなければいいのだ。ハイブリッドで越水対策すれば、浸食も浸透もパイピングも対策する必要はなくなる。模型実験によれば、地震にも強いらしい。越水対策ができれば、排水機場の運用も余裕が持てる。法面を触らずにすむので、植生が変わる心配もない。だから、早く耐越水堤防の実験を進め、流域委員会で有効性を検討してほしい。なのに、実験はすでに一年遅れ、今年度やっと企業レベルで模擬実験が行なわれたただけだと聞いている。来年度こそ本格的な実験が行なわれ、堤防強化の審議をしてもらえんと思っていたのに。流域委員会の経費でさえどうなるかわからないのに、耐越水堤防の実験に予算はつくんだろうか。不安だ。

これから実験して、検討して、耐越水堤防の実現は何年も先になる。いたずらに地域の人たちの不安をあおれないので、私は自分の不安を声高に言うことができない。台風などで洪水の危険が近づくと「王様の耳はロバの耳」と唱えて、口を閉ざすのだ。私はまだ数年の経験だが、河川管理者は、危険地の情報を十分に知りながら、黙々と何十年もかかる事業を遂行してくれたのだ。その仕事のつらさを、甘く考えていた自分を恥じる。

けれどもこれからは、住民も住む場所の水害の危険を正確に知り、自分でできる対策は自力でやらなくてはならない。危険な地域にはできるだけ住まず、住むなら建物に浸水対策を講じなくてはならない。河川整備計画の策定に住民が関われば、要望したり反対したりするだけでなく、計画を遂行するための責任も負わなければならないことを自覚できるだろう。整備計画の策定には、出来るだけ多くの住民を巻き込むことが望ましい。そうしなければ、水害の輪廻は止められない。淀川水系流域委員会は、だからこそ住民参加に力を入れてきたのではなかったか。河川管理者が「こんなはずではなかった」と自分の仕事を徒労に終わらせないために、新たな試みに踏み切ったのではなかったのだろうか。

地域の危険を知っただけで、成す術のない私はどうしたらいいのだろう。本当にこの二年、耐越水堤防の実験が進んで、流域委員会で検討する番が回ってくることをひたすら待ち続けていたのに。一期のときに設置された堤防強化委員会は、従来の堤防強化を踏襲するだけで終わってしまった。「やっぱり流域委員会で議論してくれなくてはダメだ」と、越水対策に踏み込んだ議論をしてくれるのを期待していたのに。もう十分意見を聞いたと、河川管理者は本気で思っているのだろうか。私は、納得できない。

これからの川づくりは、住民もまた川との付き合いを学び、考え、選択し、責任を負い、河川管理者と協力して地域を水害から守り、環境を回復する努力をしなければならない。住民は、河川管理者に要望や反対をするだけで任せっきりにせず、決めたことに責任を持たなくてはならない。そして河川管理者は、住民と本気で議論せず、自分たちが作った整備計画に理解・協力だけしてもらおうなどという、甘い考えは捨てるべきだ。流域委員会の休止は、6年間の関係者全員 of 努力を踏みにじるものだ。淀川水系流域委員会をスタートさせた河川管理者の思いを、現担当者は受け継いでほしい。

「住民参加のさらなる進化に向けて」への意見書

リバープロジェクト 木村 俊二郎

第6回意見聴取反映WGでの発言は、時間的な制約もあり舌足らずであり、かつ三田村副委員長から文書で提出していただきたいとの発言もありましたので私の意見をまとめてみました。散漫になっているかと思いますが、文章化する際の参考していただければと思います。

○住民説明会(1-1-2 5p)

コーディネーター(調整役)・司会者を入れる方法は、私が現地で見ていて関心しなかった。コーディネーター・司会者の資質にもよるのであろうが、コーディネーターは混乱無く収めようと緊張していたし、司会者は時間内に収めるべく腐心していることがはっきり読みとれた。

それに比べて河川管理者が前夜原稿を書いて一生懸命練習して会場入りしたのではないかとと思われることの方が感動は大であった。その内容はともかく用語集なども用意し住民に理解してもらおうとした努力こそ私は評価してあげていただきたい。

コーディネーター・司会者を入れるのではなく、河川管理者・事業担当者が現場・現地で自ら説明し、直接住民の意見を聞くことは今後非常に重要になってくると思う。

○住民対話集会(1-2 5p から14p)

各種の集会を一斉に進めていただいたので、私はそれらを比較して評価することができたのはありがたかった。簡単にそれぞれの集会の役割を記すなら下記のようなになる。

ワークショップ方式

問題点の抽出。

参加者が何が問題かを出し合う。

グループ討論方式

問題点の整理。(重要性の順に並べ替えるなど)。

(今回は必ずしもこの目的で開催されてはいなかったが・・・)。

対話討論方式

論点整理。

お互い意見を述べ合うことによって論点を整理する。

今回実施された集会は上記までであったが、論点を整理した後、本格的な議論を行う必要がある。それを「円卓対話討論会」合意形成も目的として開催する。

以上のように各種集会を整理するなら、集会の目的が明確になるのでN回開催などということも最終の円卓会議を除いて起こらない。更にこの方法を常に一般住民意見をモニターしながら進めるなら、住民の意見と乖離した意見はある程度制御可能ある。またこの方法は一本道ではなく、フィードバックを行いながら進行するなら更に多くの住民意見を聴取することが可能になり一般住民の意見との乖離を防ぐことも可能になる。

最終の円卓討論集会は合意形成を目的とすることを明確にして討論を行い、堂々巡りを避け、議論が出つくしたところで議長(団)が内容を整理し終了する。合意形成が出来なかったものはそ

の通り報告書をまとめればいいし、更に別のやり方で合意形成が可能であると議長(団)が判断するなら再度円卓討論集会を実施するようにすればいいのではないか。(会議実施方法の詳細が必要であれば案を記述することも可能です)

※今回桑子氏の採用した「何時でも誰でも簡単な手続きによって参加できる」としたやり方は今後どのような段階、どのような住民集会でも適用可能な優れた方法であると思われるので、集会開催時にはどのように適用すればいいのか検討する必要がある、今後モデルにするべきである。

○事実誤認に基づいた議論が進行することについて

問題の解決は住民の理解が十分でないことによって起こる問題なので、住民の理解を促すことによって解決する以外にない。したがって住民対話集会の実施する前提として、住民の理解を促進することが必要である。ここで重要なのは広報というよりパブリック・リレーションズといったほうがいいのかもかもしれないが、地域住民のグループや団体と協同して行うことが大切ではないか。

○27p 最下段に合意形成に向けてのプロセスの段階が示されていますが、この部分を討議して、「合意形成に向けて」と言う項で独立させ、合意形成へのロードマップを提示してはどうか。その際には上記会議・集会の特性を踏まえどの段階でどの集会・会議を開くのがいいのか当てはめいくと合意形成に向けてのロードマップは出来上がる。(もう少し時間があれば整理するのですが、現在はここまでです。)

第2章住民参加の更なる進化にむけて

2-1 河川整備に向けた意見聴取のあり方

○「生活の知恵を有しない住民」と言う表現は極めて侮蔑的なものである。どんな人でもそれなりに生活の知恵は持っている。河川を理解と言う視点からみてもである。それが河川を理解まで達していないかも知れないが、それを達するよう努力するのが河川管理者であり住民でもある。そこで住民や住民団体との協働も有りうるのではないか。

○同様に「河川との関係がきわめて希薄な住民」とあるが水と関係なく生きることは不可能である。関係が希薄な住民はこの世にはいない。たまたま、そのことに気づいていないだけなのではないのか。とすれば気づくような方向での努力を惜しむべきではない。

○18p2-12 になるが関係住民の範囲を「希望する人々のすべて」と書いている。この根拠とするところは「総ての人が河川と何らかの関係を持っている」からではないのか。

○19p 「多様な真の意見を聴取する対象は『生活のなかで知恵を醸成してきた住民』である」としているが、何が「真の意見・・・」なのか不明ではあるが、意見聴取を「生活のなかで知恵を醸成してきた住民」に限定するのは民主主義に反する差別的な行為である。行政にはこのこ

とは許されない。その下に「本来的には・・・」あるが、非常に危険な内容を持った文言を書かなければいけない必然性はないのではないのか。

- サイレンと・マジョリティは概念不明な用語であることは前々回傍聴者発言で指摘した。マジョリティはマイノリティと対になった言葉で、多数派を意味する。大衆(mass)ではない。この文章では大衆と捉えられるような使用方法になっているが用語の初歩的な誤りである。ということでもう一度文章をも読み直していただきたい。意味は通じますか。多数派なら意見聴取しなくても意見はおおよそ想定できる人のことではないのか。(意見を聴取しなくてもいいということではありません。念のため。)(20p1 行目)

- 2-1-2 望ましい意見聴取を記述するのに、なぜ排除の論理を持ち込まなければならないのか。
『『意見をもって・・・・・・』(19p12 行目) 意見を聴取・反映する必要性は現在のところ小さいと考えてよい』と記述し、「今後の課題として残される」と補足してはいるが、これは格差を拡大し差別を助長する極めて危険な内容を持ったものになっている。このことをあえてここに書かなければならない必然性は見出せない。これが本当に「望ましい意見聴取」と言えるのか。

2-2 望ましい住民意見の反映に向けて

- 2-2-1a の冒頭に記述されている河川管理者の責務については基本的に賛成であるが、その後の所内なのか所外なのかは、私は後者を支持する。行政にあたる人は常に住民の意見を肌で感じていなければならない。それが公僕言われる所以ではないのか。それぞれの現場で住民と接し対話するなかで住民の意見を肌で感じ、施策に生かす、これこそ行政にあたる人に求められる素養ではないのか。このことは総ての行政に当たる人に求められる。常設の窓口を設けることには反対しないが、所内で特定の人だけがその業務にあたるということは、現場で対話するという要素を満たさない。必要なら何時でもどこにでも出かけて直接住民と話すということが河川管理者に必要な素養になることはもう間近に迫っている。
- 河川レンジャー制度が、私が予想した通り早くも危険な制度になろうとしている。まだ試行段階だと言うのにである。制度と言うものは設立本来の趣旨を踏まえて数年は運用し、不都合が起こった段階で再検討すべきものである。まだ試行段階だと言うのに早くも本来の趣旨を外して運用するならば、設立そのものが間違っていると言わざるを得ない。また本来の設立の趣旨と異なってきた場合、本来の趣旨に戻すよう求めることになるが、設立を提案した当事者が趣旨を外したのでは、その要求は大変弱いものにならざるを得ない。
- 2-2-1b 項住民と協働と書かれているが何を協働するのか書かれていない。住民グループとしては何が出来るのか、何が期待されているのか記述しなければこの項は不明である。23p の 5 行目の「住民との対応部局」はどのような職務を負った部署なのか、また 8 行目「住民団体との連携」は具体的に何を意味するのかよく判らない。専門部局は何をするのかその作業にどの程

度の人と時間が必要なのかが判断できるだけのことを明示しないと専門部局は設置できないことは想像も難くない。この部分での河川管理者の判断は正しいといえる。

- 「住民の意見を理解する・・・」は河川に限らず行政に当たる人総てに求められる必要な素養になりつつある。指摘されている「専門的要素」は、行政にあたる人の一般的素養になりつつありもはや専門的素養の段階は過ぎている。職務の内容を具体的に明記せず、部署の設置を求めるのは行政の肥大かにつながり、小さな政府、行政改革に逆行する要求であり、時代錯誤といえる。あらためて、行政にあたる人にとって重要なことは、可能な限り現地で住民と対話し、住民の要求を肌で感じるのではないだろうかといいたい。
- 専門的部署の設置もそうであるが専門家パネルにいたってもう時代遅れの発想だといえる。住民が一番求めているのは当事者との直接対話である。また河川管理者も前記で述べたように住民と直接対話することが求められている。間に人などが入ることによって情報は劣化し、また間に入る人によって、本来の意味にずれが生じることはよくある現象だ。もし仮に住民意見の集約が河川管理者に伝わらないことが存在するなら、それこそ住民や住民団体の誰かがそのことにあたるべきであり、何時でも誰でも加わることができる制度こそ望ましい。バブル期、形から入ることが正しいとされ、組織は肥大化し経費は膨張したが現在は正に逆の時代ではないのか。住民は行政との直接対話を望んでいる。
- また、河川レンジャーも専門家パネルのそうであるが、制度をつくるときはその制度の未来像を有る程度想定しておく必要がある。制度はある時期必ず一人歩きし、変質していくことはよく見られる。このことは委員の皆さんが現在体験されていることではないのか。また専門家パネルの人材について記述されているが、書く事はできても人が存在しないことはファシリテーターで経験済ではないのか。現実性に乏しい内容の記述は避けたほうが賢明ではないのか。専門家パネルが住民の「ガス抜きの装置」になることを恐れる。
- 総論として住民は行政との直接対話を望んでいるし、また行政側も住民との直接対話をする事が必要である。これを軸に住民意見の聴取を記述すべきある。直接対話が不可能な場合をあげて、補足的に住民意見を聴取する方法として専門家パネルの設置が望まれるとするなら、その事例を挙げられたい。